

大阪城

2021/3/22 (月) 14:51

全港通
西成分合

2247
6647-
4947

3月も終りに近づいて春めいて来た。
4/1より新年度とかもあり、卒業入学生、
入社なども世間ではあるのだろう。

政治的な先と読む人達にとっては、もう秋の
ここで総選挙は10/29(日)と10/27(日)の日程が
ウワサオホいりよようだ。決まってることでは。

4/25(日)の北海道・長野・石島の補欠選挙や
東京都議会選挙が7/4(日)にあります。

そんななかじオリンピックですから東京は
コロナウイルスの心配しながらでどうするんや！
とたいへんだと早相心さします。熱中症の熱中
だけでも毎年たいへんなのが現実ですから……

先日(3/19)は米中外交トップの初対決があった。
アヘン戦争の1840年と、米中関係がたたり180年ほど
になるが、野球にたとえれば、今は8回表が重なる
いで、1-2-4回までは米のほろ勝ちだが、今は中国が
どどを入れた五分同点になった感じだろう。

180年の間には米中が味方で手を組む日本とたたく
姿もあった。東京空襲を指揮した米軍ルメイは
中国蒋介石に飛行機を援助し、毛沢東とも連絡
する件であった。来月、菅首相もアチカ力行らしい
が、日本国の根本的課題は言えぬのだろうか。

「パートタイム・有期雇用労働法」は、働き方改革関連法の改正の一環として、 昨年4月より施行されている法律ですが、今年4月から中小企業にも適用となります。

「パートタイム・有期雇用労働法」の3つのポイント

①不合理な待遇差が禁止される

同じ企業において、「正社員」と「非正規社員」間のあらゆる待遇について、不合理な差を付けることが禁止されます。「あらゆる待遇」とは、基本給、賞与(ボーナス)、各種手当(役職手当、皆勤手当、食事手当等)はもちろん、交通費、福利厚生(給食施設、休憩室、更衣室、慶弔休暇等)、教育訓練.....といったものも含まれます。

②待遇に関する説明義務が強化される

非正規社員は「正社員との待遇の違いやその理由」等について、会社(事業主)に説明を求めることができるようになります。そして、会社は非正規社員から説明を求められたら説明しなければなりません。さらに、説明を求めた非正規社員に、不利益となる対応(解雇や減給等)を行うことは禁止されています。

③行政による対応が変わる

労働者と会社(事業主)の間でトラブルが生じたら、当事者の一方、または双方の申し出があれば、都道府県労働局において、無料・非公開の紛争手続きを行うことが可能になります。都道府県労働局が、トラブルの早期解決のための援助をしてくれるということです。このような裁判以外の方法で解決する手続きを、「裁判外紛争解決手続き(行政ADR)」といいます。

待遇格差に取り組むことが“企業の義務”!